九　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
（削る）
イ～ホ　（略）
ヘ　法人でその役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
ト　（略）
十～十二　（略）
（実施状況の報告）
第五条　（略）
2　（略）
3　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　承認会社　次に掲げる書類
イ～ハ　（略）
ニ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第八号に規定する者に該当しないことを誓約する書面
ホ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第九号イからホまでのいずれにも該当しないことを証する書類
二　承認組合　次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
ハ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第八号イ又はロのいずれにも該当しないことを誓約する書面
ニ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第九号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類
ホ　当該承認組合の有限責任組合員が、第二条第三項第十号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

八　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ～ヘ　（略）
ト　法人でその役員のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの
チ　（略）
九～十一　（略）
（実施状況の報告）
第五条　（略）
2　（略）
3　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一　承認会社　次に掲げる書類
イ～ハ　（略）
（新設）
ニ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第八号イからヘまでのいずれにも該当しないことを証する書類
二　承認組合　次に掲げる書類
イ・ロ　（略）
（新設）
ハ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第八号イからチまでのいずれにも該当しないことを証する書類
ニ　当該承認組合の有限責任組合員が、第二条第三項第九号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

（農業協同組合法施行規則の一部改正）
第七条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四章　管理 **第二節**　役員 （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第七十八条の二**　法第三十条の四第一項第二号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第七章**　指定紛争解決機関 （心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者） **第二百二十三条の二**　法第九十二条の六第一項第四号イの農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **第二百二十三条の二の二**　（略）	**第四章**　管理 **第二節**　役員 （新設） **第七章**　指定紛争解決機関 （新設） **第二百二十三条の二**　（略）